

館林市

◎控除関係(表面の3所得から差し引かれる金額に関する事項、4所得から差し引かれる金額に記入してください)

種 目	内 容
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料(健康保険、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など)を支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除。支払保険料の合計額を記入します。 ※公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額については、本人以外は控除できません。 支払いを証明する書類の添付又は提示は不要。ただし国民年金保険料、国民年金基金の掛金については、支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合の控除。支払掛金の合計額を記入します。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑮ 生命保険料控除	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険料で、あなたが支払った保険料がある場合の控除。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑯ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑰～⑲ 寡婦控除 ひとり親控除	【ひとり親控除】 現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の(1)から(3)のいずれにも当てはまる方。(⑳)の欄の口をチェック(✓)してください) 控除額 30万円 (1)前年中の合計所得金額が500万円以下 (2)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)を有する (3)事実上婚姻関係と同様の事情に認められる者(※2)がいない 【寡婦控除】 上記の「ひとり親控除」に当たらない方で、次の(1)から(3)のいずれにも当てはまる方。(⑳)の欄の口(該当項目)をチェック(✓)してください) 控除額 26万円 (1)前年中の合計所得金額が500万円以下 (2)次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫が生死不明等の方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、合計所得48万円以下の扶養親族を有する方 (3)事実上婚姻関係と同様の事情に認められる者(※2)がいない ※1 生計を一にする子が、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 ※2 住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」などの記載がある方。
⑲ 勤労学生控除	あなたが勤労学生である場合の控除。 ※前年中の合計所得金額が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。⑳の欄の口をチェック(✓)し、学校名と学年を記入する。 控除額 26万円 ※学生証の提示又はコピーを添付してください。
㉔ 障害者控除	【障害者】 控除額 26万円 あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、令和6年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡の日)の現況において、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など、精神や身体に障害のある方。 【特別障害者】 控除額 30万円 障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方など特に重度の障害のある方。 【同居特別障害者】 控除額 53万円 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。 (老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません) ※控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
㉕ 雑損控除	あなたや前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除。 次の①又は②のいずれか多い方の金額を控除。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円
㉖ 医療費控除 【選択適用】	【従来の制度】あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。 (前年中に支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)－(10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない額) 限度額 200万円 この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付してください。なお医療保険者から交付を受けた医療費通知がある分は併せて添付することで明細書への記入を省略できます。 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除。 (前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる額)－12,000円 限度額 8万8千円 この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。

[illegible]

種 目		内 容	
事業	① 営業等	卸・小売業、製造業、飲食業、建設業、大工、生命保険外交員、サービス業などの事業所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 収入金額…前年中に収入となることが確定した金額（売上金、現物収入、雑収入） 必要経費…収入を得るために必要な経費（仕入額、雇人費、租税公課、地代家賃、修繕費、減価償却費など） ※不動産の収入には、未収家賃も含まれます。
	② 農業	農作物生産、果樹栽培、農家が兼業する家畜飼育などによる所得	
	③ 不動産	地代、家賃、貸駐車場などから生じる所得	
	④ 利子	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得（源泉分離課税は除きます。）	
	⑤ 配当	株式、出資配当金、剰余金などによる所得。なお、上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 収入金額…手取額ではなく税金を源泉徴収する前の金額 必要経費…株式などを購入する為に借り入れた借入金の利子
⑥ 給与 専従者給与 含む	給与、賞与、俸給、賃金などによる所得（給与収入額は、手取額ではなく所得税などを天引きする前の金額）	収入551,000円未満の場合 ↳ 所得＝0円	収入1,619,000円未満の場合 ↳ 所得＝収入金額－55万円
		収入1,619,000円以上の場合 ↳ 金額によって計算式が異なります。 所得については税務課までお問い合わせください。	
★所得金額調整控除について…次の(1)もしくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、上記から算出した給与所得から更に所得を少なく計算できます。 (1)あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合。 (2)あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。詳しくは税務課までお問い合わせください。			
雑	⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、農業者年金、共済年金、恩給などの所得	65歳未満と65歳以上で計算方法が変わります。詳しくは税務課までお問い合わせください。
	⑧ 業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは料品の配達などの副収入による所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 ※申告書裏面の「13 雑所得（公的年金以外）に関する事項」欄も記入してください。
	⑨ その他	個人年金、互助年金などの上記以外のものによる所得	
⑩ 総合 譲渡	機械やゴルフ会員権などの譲渡による所得		【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】－【特別控除】 ・特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が、50万円未満ならばその金額。50万円以上ならば、50万円。 ※長期・短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万円に満たない場合は、その差を長期譲渡から差し引きします。 ・一時所得の特別控除は、総合譲渡と同様です。
	短期譲渡	保有期間5年以内	
	長期譲渡	保有期間5年超	
⑪ 一時	生命保険契約に基づく一時金、払戻金、懸賞当選金などによる所得		※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて次のように計算します。⇒ 短期譲渡所得＋{(長期譲渡所得＋一時所得)×1/2} ※申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄も記入してください。

分 離 課 税	分 離 譲 渡	土地、建物等の譲渡による所得(所有期間により短期・長期に区分されます) 株式等の譲渡所得…株式等の譲渡による所得
	先 物 取 引	先物取引で、一定のものを決済した場合の所得
	上場株式等の配当	申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当による所得
	山 林	山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得
	退 職	退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得(退職時に現年分離課税されたものは除きます)
	申告が必要な分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。用紙は税務課に用意してあります。	

前年中に次の寄附をされた方で、寄附金合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合に記入してください。

①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税(特例控除対象))

②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金
都道府県、市区町村に対する寄附金(特例控除対象以外)

③群馬県又は館林市が条例により指定した寄附金(条例指定分)

寄附金受領証明書を添付又は提示する。

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・県民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には「給与から差引」の□に✓を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には「自分で納付」の□に✓を記入します。

7 給与(日給)等所得者の収入状況

日給など給与と所得がある方で、源泉徴収票のない方は、給与明細や振込明細(預貯金通帳等)などで確認できる金額を記入してください。

・勤務先、勤務先の所在地または法人番号、電話番号を記入してください。

・日給で支払いを受けている方はその月の「日給・日数・月収」、月給で支払いを受けている方はその月の「月収」を記入のうえ、合計額を合計欄に記入してください。

(賞与等がある場合は記入のうえ合計に加えてください。)

・給与から引かれている社会保険料等金額や源泉徴収税額があった場合は記入してください。

10 事業専従者に関する事項

あなた(青色申告者を除きます。)と生計を一にする親族(15歳未満の方や配偶者控除・扶養控除を受ける方を除きます。)が、1年のうち6ヶ月を超える期間、あなたの事業に専ら従事している場合、1人につき次の①②のうちいずれか少ない方の金額を控除。

①事業所得の金額(専従者控除前)÷(事業専従者の数+1)

②配偶者86万円、その他親族50万円

※事業専従者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

11 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

・短期…譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。

・長期…譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。

・一時…生命保険契約の一時金や満期返戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選金品など。

それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。

※特別控除額は、総合譲渡所得(短期・長期)、一時所得それぞれ最高50万円です。

(差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額になります。)

13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

・種目…原稿料、放送出演料、印税、講師謝礼などの別を記入してください。

・所得の生ずる場所…支払者の名前又は会社名などを記入してください。

・収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。

・必要経費…この収入に係る経費の金額を記入してください。

14 別居の扶養親族に関する事項

・配偶者、同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含みます)のうち、別居している方の氏名、続柄、生年月日、住所を記入してください。※扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

・国外に住んでいる方を扶養にする場合は「国外居住」の欄の□(該当項目)をチェック(✓)してください。ただし、年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除の適用はできません。

(1)留学により国内に住所及び居住を有しなくなった方

(2)障害者の方

(3)扶養控除等を申告する納税義務者から前年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

※上記に該当する方を扶養にする場合に添付が必要な書類についてはお問い合わせください。

15 配当に関する事項

・種目…剰余金の配当、利益の配当などの別を記入してください。

・所得の生ずる場所…支払者の会社名などを記入してください。

・支払確定年月…株主総会など正当な権限を有する機関の決議があった年月を記入してください。

・収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。

・必要経費…株式等を取得するために要した借入金の利子を記入してください。

(その年中に有していた期間に対応する部分に限ります。)

16 所得金額調整控除に関する事項

あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合で、対象者を自身の控除対象配偶者や扶養親族としていない場合は、対象者について記入してください。

17 前年中に収入がなかった人

前年中に収入がなかった方は、該当する項目に記入又は該当する事項を○で囲み、できるだけ具体的に記入してください。

申告書の提出期限は3月17日(月)

- 申告会場は大変混雑しますので、郵送でのご提出にご協力お願いします。
- 申告をしない場合は、所得証明書等の発行や国民健康保険税をはじめ諸申請手続きに支障が生じる場合がありますので必ず提出期限までに申告してください。

7 給与(日給)等所得者の収入状況

勤務先

個人番号又は法人番号

電話番号

月

日

給

日数

月収

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

賞与等

合計

社会保険料等金額

源泉徴収税額

8 事業所得(営業・農業所得)

月

売上(収入)金額

経費

日

金額

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

要

経

費

①期首繰越高

②仕入金額

③小計(①+②)

④期末繰越高

⑤事業(③-④)

⑥小計

⑦計(⑤+⑥)

⑧引所得金額(⑦-⑧)

⑨専従者控除額

所得金額(⑦-⑧-⑨)

9 不動産所得

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

賃料

雑収入

必要経費

⑩小計

⑪専従者控除額

所得金額(⑩-⑪-⑫)

10 事業専従者に関する事項

フリガナ

氏名

続柄

生年月日

専従者給与(控除)額

1

2

3

所得税に2375円を超える青色申告の申請の有無

実務あり・承認なし

合計額

11 事業税に関する事項

計算場所等

事業税額

前年中の開業・廃止

開業・廃止

月

日

□他都道府県の事務所等

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡

短期

長期

一時

収入金額

必要経費

引金額

特別控除額

所得金額

種別

支払者の氏名又は会社名

収入金額

必要経費

13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目

支払者の氏名又は会社名

収入金額

必要経費

14 別居の扶養親族に関する事項

フリガナ

氏名

住所

生年月日

続柄

扶養親族に該当するかどうか

1

2

3

15 配当に関する事項

種目

支払者の氏名又は会社名

支払確定年月

収入金額

必要経費

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ

氏名

続柄

生年月日

所得金額調整控除に関する事項

控除額

別居の場合の控除額

17 前年中に収入がなかった人は、下の欄へ記入してください。

(1) 下記の人から扶養されていた、援助(仕送り)を受けていた。

(2) (ア)遺族年金、イ 障害年金、ウ 老齢年金、エ 生活保護、オ その他(ア～エのいずれか)を受給していた。

(3) その他(理由および生活費の入手など)

住所

氏名

続柄

生年月日

学校名

年

月

日

◎ 扶養控除額一覧

区 分	内 容	控除額		
一般の控除対象扶養親族	16歳以上～19歳未満 23歳以上～70歳未満	平成18.1.2以後生まれ～平成21.1.1以前生まれ 昭和30.1.2以後生まれ～平成14.1.1以前生まれ	33万円	
特定扶養親族	19歳以上～23歳未満	平成14.1.2以後生まれ～平成18.1.1以前生まれ	45万円	
老人扶養親族	70歳以上	昭和30.1.1以前生まれ	同居老親等 同居老親等以外	45万円 38万円
16歳未満の扶養親族	16歳未満	平成21.1.2以後生まれ	なし	
◆扶養親族 令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合は、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方をいいます。 ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は市町村長から養護を委託された老人である。 ・あなたと生計を一にしている。 ・前年中の合計所得金額が48万円以下である。 ・青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。 ※同居老親等とは…上記の要件に当てはまる、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をさします。老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません。 ※別居の方を扶養にする場合は、「14 別居の扶養親族に関する事項」を確認してください。				

8 事業所得(営業・農業所得)

事業をしている方は、表面右上の「職業・業種」「屋号・雅号」を記入してください。

・売上(収入)金額

前年中の売上高、自家消費(自らの家で使用した品物、親戚や近所に無償で提供した品物など)及びその他の収入(取引関係から受けた金品、空箱の売却収入など)の金額を収入金額の欄に記入して、その合計額を「④計」の欄に記入してください。また、その収入金額がわかる書類(月別売上高のわかるもの)を申告書と一緒に持参してください。

・売上原価・必要経費

売上原価があればその金額、必要経費があればその経費科目と金額を記入し、その合計額を「⑧計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。

・専従者控除

あなた(事業主)と生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与と、一定の要件にあてはまる場合をいいます。「10 事業専従者に関する事項」を参照してください。該当があれば、その合計額を「⑩専従者控除額」の欄に記入してください。

※事業専従者に該当する方は、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養親族の対象とすることができません。

9 不動産所得(家賃・地代等)・収入金額

前年中の家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などを収入金額の欄に記入して、その合計額を「⑪計」の欄に記入してください。

・必要経費

租税公課などについて、その経費科目と金額を記入し、その合計額を「⑫小計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。

・専従者控除

上記、「8 事業所得(営業・農業所得)」の専従者控除の記載と同じです。

あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除の種類	
配偶者の合計所得金額		48万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者控除
老人(70歳以上)の場合		48万円超 100万円以下	38万円	26万円	13万円	
		100万円超 105万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
		105万円超 110万円以下	31万円	21万円	11万円	
		110万円超 115万円以下	26万円	18万円	9万円	
		115万円超 120万円以下	21万円	14万円	7万円	
		120万円超 125万円以下	16万円	11万円	6万円	
		125万円超 130万円以下	11万円	8万円	4万円	
		130万円超 133万円以下	6万円	4万円	2万円	
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

◎ 生命保険料控除額計算表		保険料区分	支払った保険料(A)	生命保険料控除額
①新契約 (平成24年1月1日以後に締結した分)		0円～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～	0円～12,000円	支払保険料の全額
			12,001円～32,000円	A×1/2+6,000円
			32,001円～56,000円	A×1/4+14,000円
			56,001円～	28,000円(限度額)
②旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した分)		0円～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～	0円～15,000円	支払保険料の全額
			15,001円～40,000円	A×1/2+7,500円
			40,001円～70,000円	A×1/4+17,500円
			70,001円～	35,000円(限度額)
		・旧契約と新契約の両方がある場合 旧契約分は旧契約の計算式で、新契約分は新契約の計算式で計算後、合計した金額が控除金額となります。(適用限度額28,000円)。特例として、旧契約分のみは控除額の方が大きい場合(28,001円以上)は旧契約分の計算で算出した控除金額が適用されます。 ◆申告書に記入する「最終的な控除額」の合計適用限度額は70,000円です。 (一般生命保険控除)+(個人年金控除)+(介護医療保険料控除)≤70,000円		

◎ 地震保険料控除額計算表		契約別区分	支払った保険料(B)	地震保険料控除額	
①地震保険料の場合		0円～50,000円 50,001円～	0円～50,000円	B×1/2	
			50,001円～	25,000円(限度額)	
②旧長期損害保険料の場合		0円～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円～	0円～5,000円	支払った保険料の全額	
			5,001円～15,000円 15,001円～	B×1/2+2,500円 10,000円(限度額)	
③上記①と②の両方がある場合		①で計算した金額(地震)+②で計算した金額(旧長期損害) ＝地震保険料控除額(最高限度額25,000円)			
※一つの保険契約が、上記の表の①、②の契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約の区分に該当するものとして控除額を計算します。 ※旧長期損害保険料とは、以下の要件を全て満たすものをいいます。 (1)平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く) (2)満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 (3)平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの					